

令和4年度 第4回台東区地域福祉計画策定委員会 議事録

○日時 令和5年2月1日(水)午後2時00分～

○出席者 委員長 新田 秀樹 副委員長 石渡 和実
(10名) 委員 稲垣 美加子 委員 大木 洵人
委員 山藤 弘子 委員 里 秀一郎
委員 和泉澤 とも子 委員 平野 穰
委員 鳥居 理英子 委員 芳仲 美恵子

○欠席者 委員 牧田 としみ 委員 麻生 勝重
(2名)

○事務局 福祉部長 原嶋 伸夫 福祉課長 上野 守代

事務局 ー開会の挨拶ー

委員長 皆様お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。これより第4回台東区地域福祉計画策定委員会を開催致します。まずは議事に移る前に、本日の審議会の傍聴についてです。本日の傍聴希望はございますか。

事務局 はい。本日は現時点で2名の傍聴希望を受け付けております。

委員長 それでは、傍聴についてお諮りいたします。本委員会は原則公開となっておりますので、傍聴を許可したいと思います。いかがでしょうか。
ありがとうございます。それでは傍聴を許可したいと思います。(傍聴人 入室)

委員長 それでは、これより次第2の「議題」に入っております。
まず、議題の(1)台東区地域福祉計画策定委員会におけるご意見と対応について、事務局から説明がありますので、よろしく申し上げます。

事務局 はい。それでは2. 議題(1)第1回台東区地域福祉計画策定委員会におけるご意見と対応について、ご説明いたします。資料1をご覧ください(以下 中略)

委員長 ありがとうございます。前回の策定委員会で頂いたご意見を踏まえて、計画

(案)に修正を加えたということですが、何かご質問・ご意見がございましたらご自由にご発言頂ければと思います。宜しくお願い致します。

委員 資料1の1ページ目で包括と包摂の2つの言葉の議論があったかと思いますが、やはりこれは適切に使わないといけないと思いました。包括というのは何かの目的に向けて関係するものを取りまとめていくということで、包摂というのは、ソーシャルインクルージョンのインクルージョンを日本語訳した時の言葉で、風呂敷を広げるというイメージを持っていただけると良いかと思います。この地域福祉計画を台東区の中で他の計画を包み込む計画と意図するなら包摂になるだろうし、台東区全体の福祉の向上のために取りまとめる計画ということであれば包括という言葉が妥当かと思います。ただ両方の面を持つのであればあえて書かずに今回のようにしたのは良いかと思います。ただ包摂という言葉で大事にしなければいけないだろうということは資料3の20ページにある施策1の主な取り組み①包摂的な仕組みづくりというところでは包摂的であることが大事で、縦割りの法の狭間を乗り越えていくような、風呂敷のような支援体制を台東区の中に作っていくという意味では、ここでは包摂という言葉を使うことが大事です。特にソーシャルインクルージョンは、対峙概念にエクスクルージョン、つまり排除という言葉があるので、何人たりとも見逃さない、排除しない、そういう台東区を作っていくというときには、包摂という言葉の意味を適切にみんなで共有して行って、それを実現するような地域福祉計画にしていくことがとても大事なのだと思います。

委員長 ありがとうございます。非常に貴重なご意見だと思います。支援というのは包み込まないといけないということが必要ですし、ご指摘のとおり、包括或いは包摂のニュアンスの違いについては適切に使用いただきたいです。地域福祉計画というのは共通事項の各福祉分野のついての取りまとめといったこともありますが、上位概念ではありませんので、包摂という言葉に違和感があるということもそのとおりかと思えます。そこについての修正はよろしいですか。

委員 良いかと思います。包摂とは上から覆い被せるではなく、下から持ち上げるという意味で社会福祉では使用します。よく批判されますが、社会福祉は横文字ばかりで分からないと言われますが、ソーシャルインクルージョンを日本語訳して社会的包摂になるともっと分かり辛くなってしまいますので。

委員長 あまり日常的に使用しない言葉ですからね。ありがとうございます。他にご発言いかがでしょうか。

委員 No. 4のコミュニティソーシャルワーカーの社会福祉士の任用について、確かにご指摘のとおりかと思いますが、施策の重要なポイントとしては社会福祉士の登用が進んでいるということです。病院のソーシャルワーカーや地域包括支援センターは社会福祉士を配置することが望ましいです。加えて成年後見制度においても社会福祉士が必要になっていることを考えると、関連する施策との総合性からみると、できれば対等な立場で或いは協働に立った時に、国家資格を持った方々と一緒に仕事をしていかなければいけないときには、社会福祉士の資格を有している方が必要になってくるので、現状ではこのとおりかと思いますが、将来的には有資格者の登用を目指していただければと思います。

委員長 ありがとうございます。いまのご意見に関連して、事務局からいかがでしょうか。

事務局 資料3の25ページの包摂的な支援の仕組みのイメージのところ、現在コーディネーターを台東区や教育委員会、社会福祉協議会といったところを繋いでいくというイメージでありますので、今のご指摘のような有資格者の登用を想定しております。やがてそれ以外に保育士等の資格を持った方との繋がりが広がっていくと考えております。

委員長 ありがとうございます。他にご意見よろしいでしょうか。

委員 資料1のNo.1の包摂や包括の議論で、確認させていただきたいのですが、資料3の13ページの法律上の位置付けについて、内容が整理されたとは思いますが、内容に間違いはないかということが気になります。社会福祉法107条の地域福祉計画であって、成年後見制度利用促進法上の市町村の成年後見制度利用促進計画を包含しますということで、図を見ると地域福祉計画に括弧書きで成年後見制度利用促進計画となっています。ここまで正確に書いてあると台東区は地域福祉計画をもって、成年後見制度利用促進計画としているのであって、他に地域福祉計画を定めることがないのでないかとの内容に読めてしまうのですが、それはお間違えないのでしょうか。

事務局 はい。台東区としては全ての地域を分割するといったことはしませんので、この地域福祉計画のみで考えております。

委員 市町村向けの成年後見制度利用促進計画策定の手引き等が厚生労働省から出ていると思いますが、この計画内にすべて含まれているということですね。ありがとうございます。

委員長 ありがとうございます。他にご意見よろしいでしょうか。それでは次の議題2の(2)パブリックコメントの実施結果について、事務局からご説明をお願い致します

事務局 はい。それではパブリックコメントについてご説明いたします。資料2をご覧ください。(以下 中略)

委員長 はい。ありがとうございました。今回は計画(案)についてのご質問が多く、項番1の町会等の地縁団体に改めたところが主な修正点ということでしょうか。

事務局 はい。そのとおりでございます。

委員長 わかりました。今の事務局のご説明に対して、ご質問等ございましたらお願い致します。

委員 資料2については、公開されるものでしょうか。

事務局 はい。台東区のホームページ上に区の考え方を付して公開する予定でございます。

委員 分かりました。ありがとうございます。項番3についてですが、質問されている方は地域を人の繋がりを意味したコミュニティという言葉が適しているとお発言されていると受け取りましたが、区の回答は分かりにくいところがあります。単純に地域という言葉の中に、人と人の繋がりが含まれていると区は考えていますという表現の方が分かりやすいと思います。質問に対する回答に多少ずれがみられるとお見受けしましたので、回答の表現を変更していただければと思いました。

委員長 ありがとうございます。こちらについて事務局からいかがでしょうか。

事務局 すべての方が分かりやすい文章を目指すというのが本計画では必要かと思えますので、今のご意見を踏まえて、修正させていただきたいと思えます。ありがとうございました。

委員長 ありがとうございます。他にご発言ございますか。

副委員長 資料1のNo.6の成年後見制度利用の促進という言葉が適切ではないとい

う意見について、いろいろなところで聞かれる意見ですので、これを「成年後見制度の活用」に改めていただいたことはとても適格だと思います。やはり促進という言葉が法律で利用促進と定められたことから、この言葉に違和感を持つ方が多くいらっしゃると感じておりますので、ここで改めていただいたのはありがたく思います。ありがとうございました。

委員長 資料1の成年後見制度利用促進について、ご意見を頂きました。ありがとうございます。他にご意見いかがでしょうか。

委員 コミュニティと地域の議論ですが、コミュニティにはレベルがあって、コミュニティは成熟してくると相互に支援し合うことができるような仕組みが作られ、他者の権利の尊重ができるようになります。実はコミュニティという言葉の使い方は難しいので、地域という平たい言葉を使っているのだと思います。地域福祉計画なので、専門用語を使わなければいけないときに、補足資料を付けて説明をしていくとお互いの思いや自分なりに使う言葉、自分なりに持っているイメージがいろいろありますので、このコミュニティという言葉も英語で言えば地域はコミュニティの直訳になりますし、地域福祉でコミュニティと使う、或いは社会学でコミュニティと使うときは若干レベルが違うので、コミュニティが成熟していくことを目指すのが、本来の地域福祉計画であるが、なかなか近付かないという議論をしていたりします。本計画では当面地域というのはこういう意味であると、ここではコミュニティづくりのためにこういったことを目指していきますという説明的であることは大事かと思えます。

委員長 ありがとうございます。確かに多義的な言葉を使ってしまうとそれぞれ捉えられる意味が違いかもしれません。本計画としてはこういった意味合いで使用していると示すことは必要かもしれませんが、事務局からはいかがでしょうか。

事務局 ありがとうございます。コミュニティについては、あえて本文中で使用しておりません。今回の地域づくりの中に人と人との繋がりというコミュニティづくりが入っているということの注釈をつけて、文章の中に表現できるか検討していきたいと思えます。

委員長 文章中で表現ができるのかできないのかを含めてご検討いただければと思います。宜しくお願い致します。

他にパブリックコメントについて、ご意見等いかがでしょうか。それでは議題2の(3)台東区地域福祉計画(案)について、事務局の方からご説明頂きたいと思えます。

事務局 はい。それでは資料3をご覧ください。(以下 中略)

委員長 はい。ありがとうございました。前回からの変更点を中心にご説明頂きましたが、ご意見等ございましたらお願い致します。

委員 資料3の45ページの権利擁護支援の充実のところ、最後の文章で成年後見制度の利用を支援しますという前に、社会福祉協議会が行っている日常生活自立支援事業を加えても良いのかと思いました。成年後見制度に繋がる前の段階の方の財産を守るという制度が日常生活自立支援事業に含まれていると思いますので、成年後見制度ありきの書き方ではなく、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用を支援しますといった文言を加えてもいいのではないのでしょうか。

委員長 ありがとうございます。事務局ではいかがでしょうか。

事務局 ③権利擁護支援の充実の前半の文章で権利擁護のために社会福祉協議会が実施している事業について記載をさせていただいており、特に事業名称を書き加えなかったのも、読み切れていないところがあれば、再度考えていきたいと思えます。

委員 付け足しになりますが、正確には日常生活自立支援事業、地域権利擁護事業と東京都では言っております。成年後見制度の一手手前では、日常生活自立支援事業を使いましょう、或いは成年後見制度のところ、弁護士が後見人になった場合の日常生活の支援の部分をこの日常生活自立支援事業で補うという二段構えの説明をすべきではないかというのが、先程の委員の意見かと思えます。

事務局 2段目の記載がないため、検討します。ありがとうございます。

委員長 内容としては両方入っていると思いますが、事業の関係性が分かるように文章を工夫できればというご指摘かと思えますので、ご検討いただければと思います。

委員 成年後見制度の前段階のものについては、現在社会福祉協議会が行っている台東区権利擁護支援センターあんしん台東については、③権利擁護支援の充実で表現していただいて、法律上の制度としての表現を④成年後見制度の活用で記載いただければいいかと思えます。

委員 両方とも法律上の制度で法律自体が違います。社会福祉法の制度と民法の制度の違いがあるので、日常生活自立支援事業は社会福祉法関連なので、個人の生活に介入していく権限は弱い、ただソーシャルワーカーが支援をするので、生活の利便性は高

くなります。一番の違いは本人の意思確認ができるかどうか、日常生活自立支援事業は本人が使いますという意思表示をしないと使うことが出来ない制度なので、③と④の住み分けのところで、どちらも便利な制度なので、ある程度説明的に書いていただいて、使うことが出来るようになればいいと思います。まさにそれが制度促進に繋がるとのことだと思います。

委員長 権利擁護事業、日常生活自立支援事業、成年後見制度など、事業の中身や要件がそれぞれ違うものなので、③と④を両方合わせれば両者の関係や繋がりが整理できればいいと思いますので、関係性が見える表現をご検討いただきたいというご指摘だったかと思います。ご検討いただければと思います。

副委員長 今までの議論の続きになりますが、日常生活自立支援事業と成年後見制度というところが、権利擁護支援ということで、整理をして頂きつつあると思いますが、権利擁護と言えば制度を使うだけではなく、それぞれの方が地域で暮らしていくときに納得して安心して自分の暮らしをしていけるという意味で、見守りやちょっとした気配りがむしろ権利を守るときは大事だという理解が広く一般的だと思います。民法の改正等も議論されておりますが、厚生労働省が第2期成年後見制度利用促進計画の中で権利擁護支援という言葉で厚生労働省の視点で位置付けたと言われております。その時は虐待などを防ぐための権利侵害からの回復というところと、意思決定支援というところを打ち出して、自分らしく生きるというのが、権利擁護支援であるという整理をしている。むしろ意思決定支援を大事にしていくことが本来の権利擁護支援ではないかと障害のある方の暮らし等を見て思います。やはり広い権利擁護支援という捉え方をして、むしろ事業を使うだけではないという書き方にした方がいいのではないかと思います。

委員長 ありがとうございます。貴重なご意見かと思えます。他にございますか。

委員 更に加えると権利擁護支援は変な言葉で、権利擁護すること自体で完結しているので、なぜ権利擁護を支援しないといけないのか良く分かりません。その人の人権を尊重する、その人がその場でその人らしく生きられることを支援することを権利擁護と包括的に言っているのです、おそらく権利擁護制度の利用の支援という意味で権利擁護支援と繋げてしまっているためだと思います。権利擁護をどのように理解するのかがそれぞれのスタンスから変わってきてしまうところがあるため、もう少し言葉を正確にしていくことが必要です。先程のソーシャルインクルージョンが一番上にあるところで、誰の権利も侵害しない、みんなが大事にする社会を作りますという方向性に向けて、各施策の中で具体的にどのような工夫をしていくのかということが配分さ

れていこうと思ひます。だから施策の体系によってどこでどういふことを目指して、どこでそれを具体化する、個々の施策でどのようなことをするののかという体系図の中で、権利擁護が包括されていくのが大事なのだと思ひます。③の言葉が本当に権利擁護の支援という言葉でいいのかどうかは、副委員長のご発言を聞いて、少し言葉違ふかと思ひました。個々の施策では何をしたいのか、権利擁護は全体に渡るところで散りばめられているので、ここでは権利擁護の中の何についてのどういふ具体的な施策を表現しているのか言葉の言及をして頂ければと思ひます。

委員長 ありがとうございます。権利擁護という直接擁護される必要のある人達に対して権利擁護するという主語と仕組みや行政がどう支援していくかという主語が二つ重なっていて、主語がはっきりしていないので分かりにくくなっているのかと思ひます。二つの事業が柱であることは間違いないと思ひますが、それだけでは狭すぎるのではないかということと、そもそも権利擁護がどうあるべきかと、その中で具体的に柱を支える二つの事業があつて、二つの事業がどういふ関係性があるのかということなど、③④を整理しなおしていただいて、表現をかえていただくということを、各委員のご意見を聞いて思つたところです。文章の書き換え、主語の明確化等ご検討いただけないかということです。

委員 同じところの話になりますが、計画の位置付けで成年後見制度利用促進計画を含んでいると言ひ切ってしまうと成年後見制度利用促進計画で書けることを漏れてはけないという形になってしまうが、そうすると意思決定支援や地域連携ネットワーク等が漏れてしまうことが許されなくなってしまうことを気にしております。地域福祉計画の中で具体的に成年後見制度利用促進計画を定めること自体は手引きにも書かれているので、位置付けとして言ひ切ることは良いと思ふが、45 ページにもう少し書き込んでいただけると良いのではないかと思ひます。

委員長 ありがとうございます。特に45 ページについてご意見いただきましたが、他にご意見いかがでしょうか。

委員 権利擁護や成年後見制度に関連する議論をするときに気になるのが、国では判断能力が低下したという言葉が使用されていて、③にも判断能力が十分でない方という表現がされています。判断能力が十分な人とは誰なのだろうと思ひます。全体を見ると権利擁護について取り組もうとしている時に、この表現はどうなのかと思ふ。価値の引き下げはないでしょうか。成年後見制度は作つた時に加齢に伴う能力低下という言葉があつたりして、本当にこの制度を適切に使うことを目指しているのか、制度の中で説明されている言葉がバリアになってしまっているのではないか感じたところ

ろです。本当にこの制度を必要としている人が抵抗感なく使っていただくための文言を探すのは難しい作業で、ここまでの本文もよく言葉を精査してあって、価値を引き下げる言葉を削除してくださっていることは十分理解できるのですが、この権利擁護のところ判断能力が十分ではないなら自己決定をするときに支援を必要とする人と説明文が長くなりますが、ここまでの努力を結実した表現にして頂ければと思います。

委員長 おそらく法律上の言葉をそのまま翻訳していくとこのような表現になると思いますが、もう一工夫できないかということでしょう。難しいかと思いますがご検討いただければと思います。事務局から何かございますか。

事務局 家庭裁判所で作られているパンフレットを参考にこの表現を書かせていただいて、その中でも一番優しく書かれていたと思われる表現を選んでおります。検討は加えたところではありますが、数年使用する計画でございますので表現については検討していきたいと思っております。

委員長 ありがとうございます。法律の文言から書くとかこういう表現になってしまうが、ここをなんとか表現を考えていただければと思います。他にご意見いかがでしょうか。

委員 13 ページの図でその他の区の関連計画に台東区多文化共生推進プランを加えていただいているかと思っております。

11 ページの②外国人人口の推移では、他の説明文ではですます調であるので、合わせて頂ければと思います。加えてこの説明文を読んだだけでは、特に何も考えさせられず、実感として増えているという感覚が得られないと思っております。台東区が外国人の方に対して何を課題にしているのかが、東京都の割合よりかなり多いということですね。台東区は高齢者が多い区です。東京都の中でも外国人の割合も上位にあります。高齢者が多くて、外国人も多いという区は珍しいと思っております。これに区民の方にも着目してもらった上で、近隣の外国人と協力できるような、包み込むような表現と台東区の課題が分かるような説明を 11 ページに示していただいた方が良いかと思いたしました。グラフが7か年計画の中で変わってってしまうかもしれませんが、ただ割合が多いことを説明するのではなく、課題が分かるようなもう少し踏み込んだ記載をお願いします。外国人の中でも台東区は 30 歳代が一番多く、働き盛りの人たちが共存しておりますので、特徴を是非踏み込んで書いていただければ、区民もイメージしやすいかと思いたしました。

また、3 ページと 5 ページの国の資料では、障害者や高齢者の方について触れられていますが、外国人については触れられていないのに 11 ページで突然出てくることに

も違和感がありました。国の資料は変えられないかもしれませんが、11 ページよりも前に、区民の目に留まるようにして頂きたいと思います。

委員長 ありがとうございます。データに係る貴重なご指摘だったかと思います。今の段階で事務局からございますか。

事務局 まずは台東区多文化共生推進プランがあるということを前提に考えて、それとほぼ同じ内容を本計画に引き継ぐかは再度精査させていただきます。この計画はもともと個別計画全体を更に横断するような計画という位置付けで人材不足等共通する課題について取りまとめた計画でございますので、表現については検討させていただきます。ただし⑫にしましては、数値の説明文としては足りないかと思っておりますので、委員のご指摘のとおり修正させていただきます。この表から何が読み取れるのかということや、今の台東区の特徴を示せるようにしていきたいと思っております。

委員長 ありがとうございます。確かに他のデータは評価が明記されておりますが、⑫には数字だけでございましたので、委員のご指摘を踏まえて検討をお願い致します。他にご意見いかがでしょうか。

委員 25 ページのイメージ図になりますが、正式名称である台東区社会福祉協議会と明記して頂きたいと思っております。加えてボランティアセンターも正式には台東ボランティア・地域活動サポートセンターでございますので、可能な限り修正いただければ幸いです。

委員長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

委員 25 ページのイメージ図で真ん中に課題を抱えている区民がいて、この方に声掛けをして、相談をするというイメージを受けますが、実際に支えている家族の方やその周りで一緒にいる方がこの図からは読み取れませんでした。例えば重度の障害がある方が自力で相談することは不可能で、ご家族や周りの支援者の方がご相談されることになるので、イメージ図からも対象者だけではなくそういった方も含まれているような図にしていただけると安心感が得られるかと思いました。

委員 関連したことになりますが、このご意見はすごく大事なことで、社会福祉全体としては、ミクロ・マクロという使い方をされていて、支援をどう展開していくかのレベルを考える時に人というミクロに留めず、家族とか地域というメゾとその周りの社会というマクロのレベルにそれぞれ該当するというご指摘かと思っております。

委員長 ご指摘はそのとおりかと思えます。うまく図の見せ方を考えていただければと思います。例えば要介護状態にある方を実際に周りで支えている家族のサポートを含めて、このイメージ図に表現できないかということかと思えます。

事務局 イメージ図に反映できないか努力してみたいと思えます。ありがとうございます。

委員 25 ページのイメージ図の中心で、矢印が双方向に向いておりますが、ここで課題整理という言葉は若干分かり辛いように感じます。

委員長 言葉遣いの問題になりますね。事務局の方から何かございますか。

事務局 ありがとうございます。もう少し優しい表現をしてみたいと思えます。

委員長 表現の工夫になるかと思えますので、現場の意見等参考にして頂ければと思います。

委員 声掛けというのはいわゆるアウトリーチで、コーディネーターから出向いて、相談を受けるという双方向ということですね。ありがとうございました。

委員長 その他いかがでしょうか。

委員 30 ページと 31 ページの情報格差の対象というところで、社会福祉全体でも ICT の問題が専門職養成の中でも教育しているところでもあります。その中でリテラシーという言葉の使い方が実は2つの意味があって、インフォメーションとコミュニケーションの技術を活用するということと、適切に権利擁護に適った使い方をするという倫理の側面も必ずリテラシーの部分では教育するよう言われており、特にこういった介入的なアプローチ或いは権利擁護というところでは、多くの個人情報に触れることになるので、しかもそれを多元的に専門職だけでなく、一般の区民の方や町会の方々の協力も取り付けて、包摂を作っていくようになった時には参画する多くの方々に倫理の部分に分かっていただくことが必要になるので、リテラシーの説明の時には、活用だけではなく、遵守しなければいけない約束事があることについても触れて、かつそれを知っていただく機会を作っていくことがとても大事になってきているので、是非そこにも言及していただければと思います。

委員長 ありがとうございます。今のご指摘について、事務局からございますか。

事務局 本文の注釈については全て出典が分かるところから引用しております。倫理について触れている部分は総務省の資料にあったか確認致しまして出典が明らかになるように調整させていただきます。ありがとうございます。

委員長 場合によっては、役所の出典でなくても、権威ある出典であればよろしいかと思えます。ご確認いただければと思います。

委員 出典のことについてですが、26 ページの注釈3だけが文章になっていて、長期総合計画では、全ての表現がですます調になっていますので、統一していただければと思いました。

委員長 表現のご指摘でございました。ありがとうございました。その他いかがでしょうか。

委員 注釈についてですが、一定の定義があるものと、状態像の説明のものと出典の資料に違いがあって、コミュニティソーシャルワーカー等は一定の定義があり、説明が可能ですので、「こと」で終わることが出来ます。しかしヤングケアラーは定義がなく、通称するというものですので文末が違ってしまうのかと思います。ダブルケアや 8050 問題も似ている表現になるかと思いますが、これら明確な定義というのは、社会情勢からすると例えられることや象徴的に表現されるものなので、ある一定程度の枠組みや定義を持っているものと使われている言葉の説明とが混じってしまっているのでは、それが同じ注釈では分かりにくいかと今のご意見から思いました。

委員長 確かに確定した定義と確定していないものでは出典の表現が異なるかと思えます。他にいかがでしょうか。

委員 36 ページの③新たな福祉サービスの創出への支援のところですが、とても内容が薄いと思いました。35 ページの現況と課題では、複合的な課題や多様化する課題に向けて NPO 団体やボランティア団体の方々と一緒に支援しますということが書いてありますが、ページ自体が新たな視点を活かした福祉サービスと謳っているにも関わらず、具体的な明記がないので、ほぼ今までと変わらないのではないかと受け取ってしまいます。新たな視点がどのようなものなのかが伝わってこないと思います。

事務局 行政はある一定の数が出てきて初めて制度化されることがあります。まだ数が

少なく、顕在化していないことがあります。一部の方だけが顕在化されていて、全体には対応できていないということがあろうかと思えます。こういったものを例えば NPO 法人やボランティア団体が気付いて、支援を開始されるときに支援していこうというイメージを含めてここに記載をさせていただいたところでございます。何が新しいサービスになるのかというのは、具体的な事業という意味での想定はしておりません。意図としてはそのように制度化されていないが、困っている人に対応を考えている人の取り組みを支援していけるようなイメージで記載をさせていただきました。具体的な事業では、例えばボランティア団体の活動の支援、活動費の金銭的な支援等であろうかと思えますが、そこまで具体的に書き込めるものはここにはございませんで、このような形になっております。

委員 法律的には限界があるところを NPO 団体やボランティア団体にもご協力いただいているということであれば、そのように書くことはできませんか。

事務局 そのようなイメージで記載しておりましたが、十分ではないということでしょうか。

委員 そうですね。もう少し具体的に書いていただいた方が良いかと思えます。新たな取り組みを区民の方は期待しているかと思えます。

委員 人材が豊富な NPO 団体もあるかと思えますが、まじめにやっているが小さくてそこまでではないというところに提案をさせていただくような支援が具体的に見えてくるとほっとするかなと思いました。

委員長 ありがとうございます。もう少し具体的に記載できる余地があるかどうか。事務局としてはいかがでしょうか。

事務局 具体的な取り組みとして何があるのか想像ができないということでしたので、イメージを膨らませて書けるかどうかを考えてみたいと思えます。

委員 25 ページのイメージ図ですが、社会福祉協議会への負担が大きいように感じております。また、行政機関等というと区役所、教育機関というと学校とイメージすると思えますが、もう少し分かりやすいと良いかと思いました。

委員長 表記の問題ということかと思えますが、いかがでしょうか。

事務局 あまり書き込みすぎると混乱するという可能性もありますので、ある程度書

き方というのを考えないといけないです。例えば教育機関は学校と書けばいいのかもしれないですし、「等」と付けて表現すべきなのか、若しくは例示を付けて表現するのか。福祉サービス事業者は括弧書きで表現しているように、こういった書き方もあるかと思います。

委員長 分かりやすく、イメージしやすくというご指摘かと思いますので、可能な限り検討していただければと思います。

委員 区民の方がこれを見て安心感が伝わるようなものを作っていただけると嬉しいです。台東区はこれだけバックアップがあるという安心が表現できればと思います。

委員長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

委員 いろいろな計画を見てきて、固いイメージを持ってしまうかもしれません。こういった計画を作るなかで、専門用語等をどのように分かりやすく伝えていくか、イラストを用いたりする自治体が多い中で、分かりやすい文章になっているが文章しかないという限界性は感じます。贅沢な望みかもしれませんが、将来に向けて、小学生や中学生に見てもらえるような子供版の計画も作成するというのが大事なところでもあるので、その余地がどの程度あるのか等台東区として許される範囲でこういった工夫がある良いかと思いました。

委員長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

特によろしければ、長時間に渡ってご議論いただきましてありがとうございます。本日が最後の委員会となります。可能な限り表現の修正を行っていただければと思います。大きく内容に変更がある場合は改めてご相談をさせていただきますが、そうではない表記の修正に関しましては、大変恐縮ですが、事務局と私の方にお任せを頂けないかと思っておりますが、よろしいでしょうか。

それではこれで、全ての議題が終了となりましたので、進行を事務局の方にお返しします。

事務局 ー閉会の挨拶ー